

## わかやま空き家バンク管理運営要綱

### (目的)

第1条 和歌山県住宅供給公社理事長（以下「理事長」という。）は、わかやま空き家バンク要綱（平成27年7月29日施行（和歌山県要綱））に基づき、和歌山県住宅供給公社（以下「公社」という。）に設置する和歌山県定住支援住宅管理機構（以下「機構」という。）が行うわかやま空き家バンク（以下、「空き家バンク」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「空き家」とは、和歌山県内に存する建築物（住宅、店舗、事務所及び倉庫に限る。）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2)「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3)「移住」とは、5年以上定住する意思をもって、生活の拠点を和歌山県外から和歌山県内市町村に移すとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続きを行い、住民票が当該市町村において編成されている状態にあることをいう。
- (4)「空き家バンク」とは、この要綱の定めるところにより、空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から登録申請を受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し提供等を行う制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録)

第4条 空き家情報の登録を希望する所有者等は、空き家バンク登録申請書（別記第1号様式）及び空き家バンク登録カード（別記第2号様式）を、当該空き家が存する市町村（以下「物件所在市町村」という。）を経由して、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による登録の申請があり、その内容を適切と認めるときは、当該空き家情報を空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 理事長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（別記第3号様式）により当該空き家の所有者等にその旨を通知するとともに、物件所在市町村及び和歌山県に空き家バンク登録完了書等の写しを送付するものとする。

### (空き家の登録条件)

第5条 理事長は、次の各号の条件を全て満たす場合に登録するものとする。

- (1) 当該空き家に係る税の滞納が無いこと。
- (2) 売買の場合、申請者が登記名義人であること。
- (3) 賃貸の場合、当該空き家の権利関係が明らか（貸主が明らか）であること。

### (空き家登録事項の変更の届出)

第6条 第4条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届（別記第4号様式）を、物件所在市町村を経由して、理事長に提出しなければならない。

### (空き家登録の抹消)

第7条 理事長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家の登録を抹消するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 所有者等から空き家バンク登録抹消届（別記第5号様式）の提出があったとき。
- (3) 第4条第1項の規定による申請の内容を偽って登録したことが判明したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が、空き家登録が適当でないことを認めるとき。

2 前項の規定により、空き家登録を抹消したときは、理事長は空き家バンク登録抹消通知書（別記第6号様式）により所有者等に通知するとともに、物件所在市町村及び和歌山県に写しを送付するものとする。

#### （空き家情報の公開等）

第8条 理事長は、空き家バンク登録台帳に登録された空き家情報を、県ホームページ上で公開することができる。また、同情報を和歌山県、市町村及び関係機関と共有するものとする。

#### （空き家情報の利用者登録）

第9条 移住に際し空き家の賃借や購入のために空き家バンク登録台帳に登録された空き家情報の利用を希望する者は、空き家バンク情報利用者登録申請書兼誓約書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による登録の申込みがあり、その内容が適切であると認めるときは、空き家バンク情報利用者登録台帳に登録し、空き家バンク情報利用者登録完了書（別記第8号様式）により当該申込者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による空き家バンク情報利用者登録台帳に登録した者（以下「情報利用者」という。）として登録できる期間は、登録した日から3年とする。ただし、改めて空き家バンク情報利用者登録の申請を行い、登録された場合は、この限りでない。
- 4 理事長は、第2項の規定による情報利用者の空き家バンク情報利用者登録完了書及び登録申請書の写しを、当該情報利用者が移住を希望する市町村（以下「移住希望市町村」という。）へ送付するものとする。

#### （情報利用者登録に係る登録事項の変更の届出）

第10条 情報利用者は、住所、電話番号等登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク情報利用者登録事項変更届（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の届を受理したときは、移住希望市町村に写しを送付するものとする。

#### （情報利用者登録の抹消）

第11条 理事長は、情報利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク情報利用者登録を抹消し、空き家バンク情報利用者登録抹消通知書（別記第10号様式）により当該情報利用者に通知するとともに、移住希望市町村に写しを送付するものとする。

- (1) 第9条第1項に規定する誓約を守れないと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 空き家バンク情報利用者登録申請書又は空き家バンク情報利用者登録事項変更届の内容に虚偽があったとき。
- (4) 情報利用者から、空き家バンク情報利用者登録抹消届（別記第11号様式）の提出があったとき。
- (5) その他理事長が必要と認めるとき。

**（空き家利用の届出）**

第12条 空き家バンク登録台帳に登録された空き家を利用することが決定した情報利用者は、空き家バンク空き家利用届（別記第12号様式）を、当該空き家が存する市町村を経由して、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の届を受理したときは、和歌山県に写しを送付するものとする。

**（暴力団員等の排除）**

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、空き家の登録及び空き家情報の利用者登録を行うことができない。

（1）和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

（2）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

**（その他）**

第14条 この要綱に定めるほか、わかやま空き家バンクの管理運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。